別表第21の1⑷中「空試験」を「精製水について試験」に改め、同表の2を次のように改める。

2　試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、2週間以内に試験する。

別表第22の2中「24時間以内」を「72時間以内」に改め、同表の3の次に次のように加える。

4　空試験

精製水100mlを採り、以下上記3と同様に操作して硬度を求める。

別表第23の2中「試験する。」の下に「速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、2週間以内に試験する。」を加える。

別表第24の3中「保存する」を「保存し、72時間以内に試験する」に改め、同表の5中「メスフラスコ」の下に「4個以上」を、「100mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液のそれぞれの陰イオン界面活性剤としての濃度は、上記4⑴に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、同表の5の次に次のように加える。

6　空試験

精製水500mlを採り、以下上記4⑴及び⑵と同様に操作してそれぞれの陰イオン界面活性剤の濃度を求め、上記4⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記4⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

7　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記5で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この7において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記4⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20%の範囲を超えた場合には、上記4及び5の操作により試験し直す。

別表第25の1⑷中「精製水」を「メチルアルコール」に改め、同表の1中⑷を⑺とし、⑶を⑹とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

⑷　内部標準原液

ジェオスミン—d_3又は2，4，6—トリクロロアニソール—d_3のいずれか0.010ｇをメチルアルコールに溶かして10mlとしたもの

この溶液1mlは、ジェオスミン—d_3又は2，4，6—トリクロロアニソール—d_3を1㎎含む。

この溶液は、調製後直ちにねじ口バイアルに入れて冷凍保存する。

⑸　内部標準液

内部標準原液をメチルアルコールで、ジェオスミン—d_3では10000倍（内部標準液A）及び100000倍（内部標準液B）に、2，4，6—トリクロロアニソール—d_3では2500倍（内部標準液A）及び25000倍（内部標準液B）に薄めたもの

この溶液1mlは、ジェオスミン—d_3をA液では0.1μg、B液では0.01μg、又は、2，4，6—トリクロロアニソール—d_3をA液では0.4μg、B液では0.04μg含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

別表第25の4及び5を次のように改める。

4　試験操作

⑴　前処理

検水（検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が0.0001㎎／Ｌを超える場合には、0.000001～0.0001㎎／Ｌとなるように精製水を加えて調製したもの）10mlに対して5μlの割合で内部標準液Ｂを注入し、これを試験溶液とする。

⑵　分析

上記⑴で得られた試験溶液5～25mlをパージ容器に採り、パージ容器及びトラップ管を恒温槽で加温する。次いで、パージ・トラップ装置及びガスクロマトグラフ—質量分析計を操作し、表1に示すジェオスミン及び2—メチルイソボルネオールのそれぞれと内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、下記5により作成した検量線から検水中のジェオスミン及び2—メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を算定する。

表1　フラグメントイオン

対象物質	フラグメントイオン（m／z）
ジェオスミン	112、111、125
2—メチルイソボルネオール	95、107、108
ジェオスミン—d_3※	115、128
2，4，6—トリクロロアニソール—d_3※	213、215

※印は内部標準物質である。

5　検量線の作成

ジェオスミン及び2—メチルイソボルネオール標準液を段階的にメスフラスコ4個以上に採り、それぞれに内部標準液Aを1ml加え、更にメチルアルコールを加えて10mlとする。次いで、段階的に調製した溶液を精製水10mlに対して2μlの割合でメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて一定量とする。この場合、調製した溶液のジェオスミン及び2—メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度は、上記4⑴に示す検水の濃度範囲を超えてはならない。以下上記4⑴及び⑵と同様に操作して（内部標準液Bを注入する操作は除く。）ジェオスミン及び2—メチルイソボルネオールのそれぞれと内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、ジェオスミン及び2—メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度との関係を求める。

別表第25の5の次に次のように加える。

6　空試験

精製水を一定量採り、以下上記4⑴及び⑵と同様に操作してジェオスミン及び2—メチルイソボルネオールのそれぞれの濃度を求め、上記4⑴に示す検水の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記4⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

7　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記5で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この7において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記4⑴及び⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。